

特別号

# 成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第22号

## 国基本計画に係る中間検証報告がとりまとめられました

成年後見制度利用促進基本計画（以下、「基本計画」という。）では、地域連携ネットワークや中核機関の整備を含め、成年後見制度の利用促進に関する施策が掲げられており、中間年度（令和元年度）においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行うこととされています（中間検証）。

そこで、成年後見制度利用促進専門家会議に「中間検証WG」を設置するなどして検証を進めた結果、令和2年3月17日、同会議において**中間検証報告書**がとりまとめられ、同月24日、法務大臣、厚生労働大臣、総務大臣で構成する成年後見制度利用促進会議に報告されました。

本号では、報告書のポイントについてご紹介します。

### ----- 中間検証報告書の概要 -----

#### 成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証について

基本計画の中間年度（令和元年度）において、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題を整理・検討。中間検証報告を踏まえ、成年後見制度の利用促進に向けた取組を一層推進。

#### 中間検証に係る経緯等

【令和元年10月～12月】

成年後見制度利用促進専門家会議の**中間検証WG**において、テーマごとに検討(4回)

【令和2年2月・3月】

**成年後見制度利用促進専門家会議**において検討(2回)、報告書とりまとめ

【令和2年3月】

**成年後見制度利用促進会議(法務・厚生・総務大臣)**に報告

#### 中間検証報告書のポイント

##### 各施策の進捗状況

#### 1 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- (1) 障害福祉サービス・認知症に係るガイドラインの策定 (H29・H30)、後見人等向け意思決定支援ガイドラインの検討 (R1.5～)
- (2) 受任調整・後見人支援等の体制整備の推進、適切な後見人等の選任・交代の検討、報酬の在り方の検討等
- (3) 診断書の書式改訂、**本人情報シート**の運用開始 (H31.4～)
- (4) 任意後見・補助・保佐の利用促進(制度周知、広報相談機能の整備)

#### 2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) **中核機関等の体制整備の推進**
  - ・各種手引きの作成、研修等による市町村等への働きかけ (H30～)、中核機関立上げへの補助等の予算措置 (R1年度～) 等
  - ・**基本計画に係るKPIの設定** (R1.5)
- (2) 市民後見人・法人後見等の担い手の育成・活用 (国庫補助等)

#### 3 不正防止の徹底と利用しやすさの調和

- (1) **後見制度支援預貯金**の仕組みの提示(H30.3)、導入促進
- (2) 任意後見制度の利用状況に関する調査の実施 (R1)

#### 4 基本計画に盛り込まれているその他の施策

**医療に係る意思決定が困難な人への支援等のガイドラインの策定** (R元.5) / 成年被後見人等に係る**欠格条項の見直し** (～R1.12)

##### 今後の対応

#### 1 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- (1) **意思決定支援ガイドラインの策定** (R1年度中に基本的な考え方を整理)、**全国的な研修の実施** (R2年度～)
- (2) **体制整備の更なる推進、適切な後見人等の選任・交代の運用の推進、報酬の在り方の検討(ヒアリング等も踏まえる)等**
- (3) 本人情報シートの更なる周知、活用の推進
- (4) 任意後見・補助・保佐の利用促進 (国レベルで、全国的な広報の実施、相談体制の整備等)

#### 2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) **KPI達成に向けた更なる取組の推進**
  - ・国から自治体への働きかけ、先駆的事例の周知等
  - ・都道府県が主導的役割を果たすよう働きかけ
- (2) 市民後見人の育成・活用に向けた自治体と家裁の連携、法人後見の取組の周知・啓発等

#### 3 不正防止の徹底と利用しやすさの調和

- (1) **後見制度支援預貯金**の更なる導入促進
- (2) 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用確保のための方策の検討

#### 4 基本計画に盛り込まれているその他の施策

ガイドラインの周知/必要に応じ、欠格条項見直し後の運用状況等の注視等

## ----- 中間検証報告書のポイント -----

**1. 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善****(1) 意思決定支援の在り方についての指針の策定等**

平成 29 年 3 月、[障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン](#)、平成 30 年 6 月、[認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン](#)が策定された。

今後、新たに「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を策定し、令和 2～3 年度に全都道府県において「後見人等向けの意思決定支援研修」を実施。各種ガイドラインについて研修カリキュラムに盛り込むなど関係者への普及・啓発を実施。専門職団体において、研修等を通じた周知・啓発を行うことが望まれる。

**(2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等**

中核機関等において、適切な後見人候補者の家庭裁判所への推薦や後見人支援の取組が始まっている。また、[最高裁判所と専門職団体との間で「基本的な考え方」が共有](#)され、一部の家庭裁判所ではこれに沿った運用が開始されている。

中核機関等における体制整備を推進するとともに、家庭裁判所と中核機関との連携の下、適切な後見人等の選任・交代の運用を推進。

後見人等の報酬の在り方については、利用者がメリットを実感できる制度・運用に改善する観点から検討。また、低所得の高齢者・障害者に対して申立費用や報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を推進。

**(3) 診断書の見直し**

診断書の書式を改訂するとともに、本人情報シートを作成し平成 31 年 4 月から運用開始。本人情報シートの活用を図っていくため、関係機関等への周知を実施。

([ニュースレター13号参照](#))

**(4) 任意後見・補助・保佐の利用促進**

成年後見制度の広報・相談機能を備えた中核機関等の体制整備を推進。また、国レベルで、任意後見・補助・保佐等の全国的な広報の実施、相談体制の整備を図る。

**2. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり****(1) 地域連携ネットワーク及び中核機関等の整備、市町村計画の策定**

中核機関等の整備については、一定の進捗が見られるものの十分に進んでいない。都道府県ごとの進捗状況に大きな開きがある。

[KPI（重要業績評価指標）](#)の達成に向けて、国から自治体へのきめ細やかな支援を実施するとともに、都道府県は主導的な役割を果たすことが期待される。

地域連携ネットワークの更なる構築に向けて多様な主体との連携を図るとともに、[地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制](#)との連携や地域福祉計画への位置付け等による市町村計画の策定を推進。

## (2) 市民後見人や法人後見等の担い手の育成・活用の促進

担い手の確保や適切な後見人等を選任する観点等から、自治体と家庭裁判所との連携や広域での市民後見人の育成・活用の推進を図るとともに、社会福祉協議会やより多様な主体による法人後見を推進。

## (3) その他（市区町村長申立の適切な実施、日常生活自立支援事業）

市区町村長申立が一部の市区町村において適切に実施されていないとの指摘あり。市区町村長申立の適切な実施のため、地域連携ネットワークの整備を推進。

親族調査の在り方や本人の住所地と居所が異なる場合等における市町村間の調整の方策等について検討。

成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の在り方等について検討。

## 3. 不正防止の徹底と利用しやすさの調和

### (1) 後見制度支援預貯金の普及

後見制度支援預貯金は後見人等による不正防止や親族後見人の適切な選任に資することから、更なる導入を推進。定期的な定額送金サービスの導入が困難な金融機関においても提供可能な仕組みや、保佐・補助制度の下でも利用可能な仕組みを検討。

### (2) 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保

任意後見制度の利用状況に関する調査結果を分析し、制度趣旨に沿った適切な運用を確保するための方策を検討。

### (3) その他の不正防止

各専門職団体による不正防止の取組を着実に実施。

## 4. 基本計画に盛り込まれているその他の施策

### (1) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援の検討

令和元年5月、「[身寄りのない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン](#)」([ニュースレター16号参照](#))が策定された。

今後、ガイドラインを周知し、医療現場等への浸透を図ることが重要。

### (2) 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し

令和元年6月及び12月、成年被後見人等に係る欠格条項撤廃等の法制上の措置が講じられた。[\(ニュースレター17号参照\)](#)

このように、利用促進施策の中には、これまでの取組によって一定の成果が得られたものもあれば、まだまだこれからといった施策もあります。一定の成果が得られた施策についても、利用者がその効果を実感できるよう、必要な周知・浸透を図り、適切な形で現場の運用に反映させることが大事であると考えています。

報告書では、基本計画の目指す制度の適切な利用促進を図るため、国、地方公共団体、関係機関における一層の取組の推進が求められました。国としても、こうした中間検証の結果をしっかりと受け止め、今後も利用促進施策の推進に努めてまいります。



国としてはどのようなことに取り組むのですか？

中間検証報告書においては、中核機関や市町村計画の策定の推進、意思決定支援の推進、任意後見・補助・保佐等の広報・相談体制の強化など、基本計画に掲げる施策を推進するための各種取組が掲げられています。

これを踏まえ、国において、中核機関や市町村計画の策定を推進するために以下の取組を実施することとしています。

- ①令和2年度予算案に計上している都道府県向けの体制整備アドバイザー事業や市区町村向けの中核機関の立ち上げ支援、中核機関等における適切な後見人候補者を家裁に推薦するための受任調整会議や専門職による市民後見人・親族後見人への専門的な相談への補助等を活用し、自治体の取組を支援
- ②全国各地の中核機関の立ち上げや先駆的取組を多数盛り込んだ事例集を作成し、本年4月末に各自治体や社会福祉協議会に送付する予定
- ③令和元年度から実施している市区町村職員や中核機関職員等向けの国研修など各種取組を実施する予定

また、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を策定し、令和2年秋頃から「後見人等向けの意思決定支援研修」を全国各地で実施します。

任意後見・補助・保佐等の広報や相談体制を強化するための事業について新たに実施することとしています。（詳細別途連絡）

このほか、各種ガイドラインや本人情報シートの普及推進、後見制度支援預貯金の導入促進や、中間検証報告書で指摘された各種検討課題について検討していくこととしています。

こうした取組を通じ、成年後見制度の利用促進の取組を推進していきます。



自治体として、どのようなことに取り組めばいいですか？

自治体の皆様におかれては、特に以下の取組をお願いしたいと考えています。

- ①令和3年度末のKPIを踏まえた地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定の推進
- ②市民後見人や法人後見の担い手の育成・活用
- ③市区町村長申立の適切な実施
- ④成年後見制度利用支援事業の推進

これらは、基本計画で今後の施策の目標として掲げた全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう体制整備をお願いするものです。

市区町村の皆様におかれては、上記の体制整備の推進をお願いします。また、令和元年度から実施している市区町村や中核機関等向けの国研修への積極的な参加をお願いします。（詳細別途連絡）

都道府県の皆様におかれては、家庭裁判所、都道府県社会福祉協議会、専門職団体等と連携し、広域的な観点から管内市区町村の体制整備に向けた支援をお願いします。

詳細につきましては、別途、厚生労働省から各都道府県宛に通知を发出していますので、ご覧ください。（[「成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」を踏まえた体制整備の推進について](#)）

次年度も、本ニュースレターで各地域の取組を紹介して参ります。「新しく中核機関を整備した」「計画を策定した」等のご報告をお待ちしています。また、Q&Aを一層充実させ、皆様の疑問に答えて参ります。

